

## 川越市通所型サービス・活動 C 事業業務委託仕様書

### 1 業務名

川越市通所型サービス・活動 C 事業

### 2 目的

日常生活行為に支障がある者に対し、リハビリテーション専門職等が生活機能評価を行った上で通所により、運動器の機能向上、栄養の改善、口腔機能の向上等の複合プログラムを実施し、動機づけ支援を 3 カ月間短期集中的に行うことでセルフマネジメント力を高め、生活機能の向上を目指す。

### 3 契約期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

### 4 委託内容

「通所型サービス・活動 C 事業ときも健幸チャレンジの手引き」に基づき、地域包括支援センター等と連携をとりながら下記(1)～(3)を実施すること。

なお、事業に係る提出書類等の各種様式は、別途定めるものとする。

#### (1) ときも健幸チャレンジ（複合プログラム）

1 回あたり 90 分程度とし、一人あたりのサービス提供期間は、原則 3 ケ月間（開始月は、7 月、10 月、1 月）とし、運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善を含む複合プログラムを実施する。

#### (2) 体力測定会

1 回あたり 90 分程度とし、サービス提供終了後、概ね 3 ケ月後に 1 回に実施する。なお、対象者は市より定めるものとする。

#### (3) 送迎

必要に応じて、実施する。

### 5 対象者

川越市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第 7 条に規定する居宅要支援被保険者又は事業対象者に該当する者とする。

## 6 担当する日常生活圏域

《事業所の所在地に応じた担当公募区域》

## 7 実施場所

以下の基準を満たした、市内に現に有する施設で実施すること。

なお、実施場所については原則として変更はできない。ただし、市及び受注者間で事前協議の上、実施場所の変更が適切だと両者が合意した場合は、実施場所の変更も可能とする。

また、実施場所について、受注者と経営・運営母体を同一とする団体等の会場を実施場所とし賃料や会場使用料が発生したとしても、会場使用に係る費用は本委託料に含めることはできない。

- (1) プログラムを安全に実施することができる広さを確保できること
- (2) 安全で衛生的な環境が整備されたスペース
- (3) 介護保険サービスを行っている施設と同一の施設で実施する場合は、介護保険サービスを実施している時間帯の同一スペースで実施しないこと。

## 8 実施日及び定員

基本週2回・同一曜日で実施することとし、1施設における参加者は1クールあたり15名を定員とする。なお、定員人数以内の申し込みがあった際、原則受け入れること。

一度に定員人数を受け入れることができない場合は、複数コースを設定して実施しても差し支えない。その際に、実施時間が重複しないこととし、全コース基本週2回・同一曜日とする。

なお、複数コースの考え方につきましては以下実施例の例1～例3を参考とすること。

|    | 1コース目<br>曜日：月・木<br>時間：午前10時～ | 2コース目<br>曜日：月・木<br>時間：午後1時～ | 3コース目<br>曜日：火・金<br>時間：午前10時～ |
|----|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 例1 | 10人受け入れ可能                    | 実施なし                        | 5人受け入れ可能                     |
| 例2 | 10人受け入れ可能                    | 5人受け入れ可能                    | 実施なし                         |
| 例3 | 5人受け入れ可能                     | 5人受け入れ可能                    | 5人受け入れ可能                     |

## 9 従事者

受注者は、受託した業務の実施にあたり、必要な従事者を配置するものとする。  
なお、4(1)及び(2)の実施にあたっては、次の専門職等を含めること。

### (1) 共通

看護職※ 1名以上

※事業実施時間帯を通して、密接かつ適切な連携が図れる場合、同一敷地内又は隣接する敷地内等の同一法人が運営する他施設との兼務を可能とする。

### (2) ときも健幸チャレンジ（複合プログラム）

理学療法士及び作業療法士（主任指導員） 1名以上

補助指導員 1名以上

管理栄養士 1名以上 ※栄養改善プログラム実施時のみ必須とする。

### (3) 体力測定会

理学療法士及び作業療法士（主任指導員） 1名以上

補助員 1名以上

## 10 支払方法

分割払い 1回目 令和7年 10月

2回目 令和8年 1月

3回目 令和8年 4月

（なお、事業開始前準備金がある場合は、それに該当する金額のみ前払い）

## 11 計画書の提出

受注者は契約締結後、速やかに市の指定した様式により、受託した業務を実施する計画書を提出するものとする。

## 12 安全管理体制

参加者の安全性を十分に考慮し、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを作成し、市に提出するものとする。

なお、受注者は、事業実施中の参加者の事故及び送迎中の事故に備え、賠償責任保険、参加者傷害保険及び自動車任意保険へ加入し対応すること。

### 13 川越市通所型サービス・活動 C 事業に係るプログラム等の提出

受注者は契約締結後、速やかに下記(1)～(7)の書類を市に提出するものとする。

- (1) 参加者募集用チラシ（様式は、原則市から提供する）
- (2) 運動器の機能向上プログラムの内容が分かる資料（参加者に配布する資料等）
- (3) 施設入口から実施場所までの動線図（アルコール消毒場所を含む）
- (4) 実施場所内のレイアウト図（受付・検温場所・参加者が座る位置）
- (5) 送迎範囲を示したもの（送迎を実施する場合のみ）
- (6) 保険に関する契約書等の写し
- (7) その他必要性があると認められるもの

### 14 報告書の提出

- (1) 受注者は、月ごとの事業の実施状況を市の指定した様式により、翌月 10 日までに報告するものとする。
- (2) 事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、市に書面をもって報告するものとする。
- (3) 市は必要があるときは、(1) 及び (2) 以外に業務の履行に関し、報告若しくは資料の提出を求め、または適正な措置を求めることができる。

### 15 再委託について

受注者は、委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により、市の承諾を得たときは、この限りでない。

### 16 個人情報の保護

- (1) この契約により知り得た個人情報をこの事業以外の目的で使用してはならない。
- (2) 個人情報を紛失した場合は、速やかに市に報告し、指示に従うこと。
- (3) 個人情報取扱特記事項、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令を遵守すること。
- (4) 受注者は、個人情報の管理体制や取扱状況について、市の指定した様式により報告するものとする。

## 17 その他

- (1) 市及び関係機関・団体等が開催する研修及び会議等に積極的に参加し、事業内容の充実及び従事する職員の資質向上に努めるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、市と受注者とが協議の上、実施するものとする。